

## 公共施設への太陽光発電設備等導入業務（P P A方式）

### 仕様書

#### 1 件名

公共施設への太陽光発電設備等導入業務（P P A方式）

#### 2 目的

本業務では、P P A方式により、公共施設への太陽光発電設備および蓄電池設備（以下「設備」という。）の導入、運転管理および維持管理を行い、同施設の再生可能エネルギーの創出、平時の温室効果ガスの排出抑制および災害時の電源確保することを目的とする。

#### 3 業務期間

覚書締結日から令和8年3月31日まで

#### 4 実施条件

- (1) 本業務は、事業者による補助金の活用を条件とする。
- (2) 想定する補助金は、令和6年度および令和7年度に公募予定である、環境省「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」とする。なお、当該補助金以外で補助率・補助額が上回る補助金がある場合は、その活用について守山市（以下「市」という。）と協議を行うこと。
- (3) 上記補助金の申請については、事業者が行い、申請書の提出にあたっては、あらかじめ市と協議し、承認を得ること。なお、申請書の作成、提出に係る一切の費用は事業者が負担するものとする。
- (4) 市と事業者は、補助金の申請からP P A方式による設備導入までに係る覚書を交わし、設備導入後に電気受給契約を締結するものとする。
- (5) 業務期間については、補助採択日の都合により、業務期間内に設備の設置が困難であると判断した場合は、延長できるものとする。
- (6) 事業者は、業務期間内に補助金の申請が採択されなかった場合、本事業における事業者としての資格を失うものとする。
- (7) 上記(6)により、事業者が資格を喪失した場合、市による事業者への補償は行わない。

#### 5 施設利用の基本的条件

- (1) 事業者は、市の示す候補施設【別紙1】に対し、構造調査、設備容量検討および

現地調査を実施する。

- (2) 事業者は、設備設置が可能な施設に対する提案をもとに設計・施工した設備を導入し、設備の運転管理および維持管理を自らの責任で行うこと。また、事業者は当該設備で発電した電力を、当該設備を設置した施設に供給すること。
- (3) 事業者は、施設を業務以外の用途に使用してはならない。
- (4) 事業実施にあたり予想されるリスクと責任分担については、「【別紙 2】予想されるリスクと責任分担表」のとおりとする。なお、これに定めのないものについては協議により決定する。
- (5) 運転開始日は市と協議の上で決定する。
- (6) 運転期間は、運転開始日から最長で20年間とする。なお、環境省「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー 設備等導入推進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）」（以下、「補助事業」という。）またはその他補助金を活用するため、補助事業の規定に従った導入時期および運転開始日とすること。
- (7) 設備を設置した施設について、市が別途、改修工事等を実施する際は、設備の一時的な運転停止および一時撤去、保管、再設置に応じること。また、それらに伴う費用負担が発生した場合は、1 回目は事業者の負担とし、2 回目以降は市の負担とする。

なお、移設に伴う設備等の運転停止期間に関しては、事業期間に含まれないものとし、その間の市による売電収入補償は行わないものとする。
- (8) 発電設備の運転終了後、原則として、事業を実施していた事業者の責任と負担において発電設備を撤去するものとし、撤去により既存物を破損した場合には修復を行うこと。ただし、事前に市からの譲渡の希望があった際は、事業者は市と協議の上、市へ無償譲渡できるものとする。
- (9) 事業者が施設を使用するに当たり、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の使用許可を受けること。なお、契約期間中の使用に伴う施設使用料金等は全額免除とする。
- (10) 行政財産の使用許可は、1 年以内とし、年度ごとに更新手続きを行うものとする。

## 6 太陽光発電の電気量

市は各施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を運転期間において支払う。電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測するものとする。

契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとし、月別または時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。また、基本料金単価の設定は行わないものとする。

契約単価には、設備の設置、運用、維持管理等（撤去含む）、本業務の目的を達成

するために必要となる一切の諸経費を含めるものとし、契約単価は原則、契約期間中一定額とする。

## 7 設備工事前の調査・手続

### (1) 現地調査

候補施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施する。調査は、設備の設置に係る課題を市と協議した上で行うものとする。

### (2) 設備容量検討

ア 太陽光発電設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、候補施設における自家消費の範囲内かつ設置可能な最大限とすること。なお、太陽光発電設備により発電する電力の量は、【別紙 1】に掲載する各施設における電気使用量の実績や、以下イの蓄電池の容量等を踏まえた上で、各施設の平時における電力使用量を考慮した適正な量であることとする。非常時には太陽光発電設備により発電した電力を使用できるように、非常コンセント盤等を設けること。なお、設置場所については、原則、小中学校施設は体育館、エコパークは多目的ホールするが、詳細は市と協議のうえで決定すること。

イ 太陽光発電設備に加え、蓄電池設備の導入は必須とし、非常時にも特定負荷に電力を供給できる設備を構築すること。蓄電池設備の容量は、補助事業の対象となる要件を満たすとともに、非常時に使用可能な設備容量を考慮した上で、事業者からの提案とし、市との協議の上決定する。太陽光発電設備により発電した電力について、蓄電池設備の機能を活用して余剰電力を夜間や雨天時に使用するなど、各施設が最大限自家消費できるものとする。なお、蓄電池設備の設置に当たっては洪水・内水の浸水想定等を考慮すること。

(3) 設備を設置した際に発生する加重増加等の影響について、施設資料（構造計算書等）の内容を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを書面により報告すること。設置可能な場所は、いずれの施設も屋上または屋根とする。構造上設置が困難または設置後の安全確保が困難な施設については、設備を設置することができないものとする。

なお、耐久性の確認の考え方、計算方法などについては事前に市に説明し、承諾を得ること。

### (4) 各種関係手続

#### ア 設置

対象施設に設備を設置する際には、事業者はあらかじめ市・施設管理者と事前協議の上、承認等の手続を行うこと。

#### イ 防水

外壁塗装や屋上防水の保証が継続中であり、設備を設置することにより保証が切れる場合は、事業者がその保証を引き継ぐこと。

#### ウ 各種届出等

事業実施にあたって、各種法令および条例等の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、事業者が必要な手続きを調査し、所管官庁等にて必要な手続きを行うこと。特に、太陽光発電設備設置に係る建築基準法の高さ制限や蓄電池設置に係る消防法の規制については十分留意すること。

### 8 工事の仕様等

- (1) 太陽光発電設備の据付けは、建築基準法施行令第 39 条および J I S C 8 9 5 5「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力および自重、積雪および地震その他の振動ならび衝撃に対して耐える構造とすること。
- (2) 設備を設置する施設には、小中学生への環境教育の教材として活用できるよう、発電量表示モニター（屋内用）を設置すること。なお、設置場所については、市および施設管理者と協議すること。
- (3) 設備機器および配管等の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）により行うものとする。設計用地震力の計算の際は、耐震性能は耐震クラス S を適用すること。
- (4) 太陽光発電設備は J E T 認証を取得したものであること、または J E T 認証に相当する品質および安全基準に準拠した製品であること。
- (5) 蓄電池は、次の条件を全て満たすものとすること。
  - ア システムに組み込んだ実使用状態において 10 年以上の保証期間があること。
  - イ J I S 規格をはじめ公的機関、民間機関を問わず短絡や過熱に対する安全性が証明されたものであること。
  - ウ 平常時は災害時に備えて必要な残量を保つこと。

### 9 工事の実施

- (1) 日影、反射光、輻射熱および騒音による周辺への影響について調査し、影響が懸念される場合には対策を施すこと。地域住民および施設管理者から苦情等があった場合は、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- (2) 大きな音の出る工事は土日祝日や長期休業等を中心に行うなど配慮すること。既存建物および空調・換気施設等に支障が出ないように、十分な養生を行うこと。
- (3) 事業者は、工事内容やその安全対策について、市および施設管理者との説明等を事前に充分に行った上で工事を実施すること。

設置工事に当たっては、車両の通行を含め施設利用者の安全性および利便性を充分確保するとともに、施設の用途等を考慮の上、騒音等による環境への悪影響

を防止するため、工事期間や時間、施工方法（工事に必要な仮設設備の設置場所も含む）等について市と協議の上、実施すること。

なお、設置工事については、提案内容にかかわらず、工期や時間帯の調整が必要になる場合がある。

(4) 設備の設置に際しては、対象建物に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、市と事前協議の上、施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。

(5) 事業者は、市および施設管理者に対して、非常時の設備操作説明やマニュアル作成等説明業務を行うこと。内容等については市と協議の上、決定する。

(6) 工事完成時には、現場で市および施設管理者の確認を受けること。さらに、完成図書書類（完成図面製本（A3縮小）、機器仕様図、取扱説明書および各種許可書の写し等）を2部作成し、引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにオリジナルCADデータ（jww形式）も提出すること。

(7) 事業者は、市に設備の維持管理計画書を提出し、市の承諾した維持管理計画書に基づいて、設備の必要な維持管理を自らの責任と負担で行う。なお、その維持管理が計画どおりでなく、また不十分である時は、市が事業者に対して必要な設備のメンテナンスを命じ、事業者の負担にて応じること。

#### (8) 計測・検証に関する事項

事業者は、温室効果ガス排出量削減効果を予測することとし、予測から乖離があった場合は、その原因を調査すること。また、設備容量から予測される温室効果ガス排出量削減効果が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証方法（例えば遠隔保守等）を市に提示し、運転期間中において設備の計測・検証を行うとともに、計測・検証結果を市に毎年度定期報告すること。

なお、定期報告以外であっても、市から要請があった場合には、事業者は計測・検証状況を提示できる状態としておくこと。

(9) 事業者の設置した発電設備に起因して雨漏りが生じた場合には、事業者の負担により修繕を行うこと。また、防水施工の保証期間中の屋根に発電設備を設置する場合は、現行の保証期間内の雨漏りへの対応は、事業者の負担により行うこと。

なお、施工した屋根に雨漏りが発生した場合には、事業者が原因を調査し、これに要する費用は事業者の負担とする。

## 10 その他の条件

(1) 事業者からの提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者のみが負担しなければならない。また、事業者は本事業により、第三者に損害を与えないようにすること。

なお、工事や自然災害その他に起因する市または第三者への損害賠償に備え、

損害保険に加入するとともに、第三者に損害を与えた場合には、事業者がその損害を賠償すること。

(2) 事業の進行に合わせて適宜協議打ち合わせを実施する。打合せをした場合、事業者は議事録を作成し相互に確認したものを市に提出すること。

(3) 事業者は、補助金の申請書を提出する際に、その申請内容について、あらかじめ市の承認を得ること。なお、申請書の作成、提出に係る一切の費用は事業者が負担するものとする。

(4) 市が保有する資料について、事業者から本業務を遂行する上で必要となる資料の要求があった場合には、市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、業務完了後に全貸与資料を返納しなければならない。

(5) 事業者は、施設管理者等からの苦情（発電/蓄電設備の設置によって生じる騒音、振動、熱気、反射等）や、設備撤去後における現状復旧に不備があった場合には、事業者の負担により誠実に対応すること。

(6) 施設内設備の管理区分を明確にするため、事業者が設置した設備類（配線類含む）には、事業者の名称等を表示するとともに、主要な設備には事業名、期間、非常時連絡先も表示すること。

(7) 事業者は、業務上知り得た内容および情報等を、市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

(8) 疑義の解釈

ア 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本項に定めのないことであっても実施するものとする。

イ その他、本項に定める事項に疑義が生じたとき、または定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定するものとする。